

## 経営者保証を不要とする取扱いについて

### 金融機関連携型

- 申込金融機関において経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある(もしくは保証付融資と同じタイミングで上記プロパー融資を行う)
- 直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない
- 直近決算において債務超過でない
- 法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認しているなど

添付書類 [「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書](#)

### 財務要件型

- 「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります
- 純資産額5千万円以上、自己資本比率20%以上 など

### 担保充足型

- 法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている

上記3類型に該当しない場合、下記の制度をご検討ください

### 保証料上乘せによる制度

- 事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)  
<各信用保証制度と組み合わせて利用できます>
- 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)  
【取り扱い期間】令和6年3月15日～令和9年3月31日

詳しくは  
次ページへ

添付書類 [事業者選択型経営者保証非提供要件確認書兼誓約書](#)

### その他

- プロパー融資借換特別保証制度
- 流動資産担保融資保証制度(ABL保証)
- スタートアップ創出促進保証制度(創業法人が対象)  
…など、保証制度独自の免除対応もございます。



# 保証料上乘せにより経営者保証を不要とできる制度

経営者保証ガイドラインの3要件(①法個分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性の確保)の一部を充足していない場合であっても、保証料の上乗せという代替的手法により経営者保証を解除できるスキームです。

## ●事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)

各信用保証制度と組み合わせて利用できます

## ●事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)

【取り扱い期間】令和6年3月15日～令和9年3月31日

横断的制度の周知推進のため、時限的に保証料の一部補助を付与した制度です

上記2制度はいずれも同じ要件です。下記添付書類をご利用ください。

添付書類

[事業者選択型経営者保証非提供要件確認書兼誓約書](#)

## 従来の金融機関連携型(経営者保証GL対応)との要件比較

	金融機関連携型	事業者選択型
①法人・個人の分離	①法人と経営者の資産・経理が明確に区分されている※ ②法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与・配当・貸付等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない※	①直前の決算において代表者(※1)への貸付金その他の金銭債権(※2)がないこと ②代表者(※1)への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていない(※1)「代表者」には代表権を持つ者のほか、代表者に準ずる者も含む。 (※2)「貸付金」以外の金銭債権(仮払金・未収入金等)も含み、事業の実施に必要なもの及び少額のもの除く。
②財務基盤の強化	次の①②両方に該当する ①直前の決算期において債務超過ではない ②直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない	次の①②いずれかに該当する ①直前の決算において債務超過ではない(純資産の額がゼロ以上である)こと ②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと
③経営の透明性の確保	適時適切に財務情報等が提供されている※	過去2年間に於いて決算書等を当該金融機関の求めに応じて提出している
その他の要件等	申込金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資があることが必要	①「法個分離」と「経営の透明性の確保」については継続的に充足することを誓約する書面を提出している ②中小企業者が保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを希望している
保証料率	上乘せなし	所定の保証料率に、「②財務基盤の強化」にかかる要件を両方満たす場合は0.25%、どちらか一方のみを満たす場合は0.45%の上乗せを行う(2期決算がない場合は0.45%の上乗せ)。

※ 金融機関連携型の申込金融機関の判断で可